

マネジメントシステム認証機関
に対する認定の補足基準
－労働安全衛生マネジメントシステム－

JAB MS103:2012

第1版：2012年8月1日

公益財団法人日本適合性認定協会

マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準 －労働安全衛生マネジメントシステム－

序文

この文書は、OHSAS18001 労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び認証を行うマネジメントシステム認証機関に対する固有の要求事項を規定するものである。この文書は、JAB MS100(JIS Q 17021)の構成に沿っている。OHSAS 18001 固有の基準は、“OH”という表記に JAB MS100 の関連する要求事項の条項番号を付けて、識別されている。この文書の本文中のすべての引用は、別途規定がない限り JAB MS100 中の条項を引用している。

1. 適用範囲

この文書は、JAB MS100 に規定する要求事項に加えて、OHSAS 18001 に基づき組織の労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する基準を規定する。

2. 引用規格

この文書では、JAB MS100 に掲げられている引用規格及び次の規格が適用される。この引用規格は、記載の年の版を適用し、年版の記載のない規格については、最新版を適用する。

JAB MS100	マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準
OHSAS 18001:2007	労働安全衛生マネジメントシステム－要求事項

3. 用語及び定義

この基準で用いる主な用語の定義は、JAB MS 100、OHSAS 18001 による。

4. 原則

OHSAS 18001 に関する追加の原則はない。

5. 一般要求事項

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

6. 組織運営機構に対する要求事項

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

7. 資源に対する要求事項

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

8. 情報に関する要求事項

8.1 一般にアクセス可能な情報

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

8.2 認証文書

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

8.3 被認証組織の登録簿

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

8.4 認証の引用及びマークの使用

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

8.5 機密保持

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

8.6 認証機関とその依頼者との間の情報交換

OH 8.6

認証機関は、被認証組織に対し、次の場合、遅滞なく通知するよう求めなければならない。

- a) 死亡事故、重大な労働災害（一時に3人以上の死傷者・り病者を伴う災害）が発生した
- b) 重大な労働災害は発生していないが、重大な社会的影響を及ぼすと認められる事故が発生した。

9. プロセス要求事項

9.1 一般要求事項

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

9.2 初回審査及び認証

OH 9.2.2.2

認証機関は、申請組織が次の事項に当たる場合、申請を受理してはならない。

- a) 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない。
- b) 上記 a) の理由によって認証の取消しが行われ（他の認証機関による認証取消しも含む）、取消しの日から2年を経過していない。

9.3 サーベイランス活動

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

9.4 再認証

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

9.5 特別審査

OH 9.5.2

認証機関は、OH8.6に規定する事項に関して、被認証組織から通知を受けた、又はそのような情報を入手した場合、短期予告審査が必要かどうかを検討しなければならない。

9.6 認証の一時停止、取消し又は認証範囲の縮小

OH 9.6.2

認証機関は、被認証組織がOH8.6a)及びb)に該当し、認証要求事項に対して、常態化した不適合又は重大な不適合であると判断される場合、認証の一時停止を行わなければならない。

OH 9.6.5

認証機関は、被認証組織が次の事項に当たる場合、認証の取消しを行わなければならない。

- a) 労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた。

9.7 異議申立て

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

9.8 苦情

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

9.9 申請者及び依頼者に関する記録

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

10. 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項

OHSAS 18001 に関する追加要求事項はない。

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214

Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。